

氏名 \_\_\_\_\_

令和6年11月16日実施 関東運輸局法令試験問題  
(特定指定地域)  
解答用紙

I

1		2		3		4		5	
6		7		8		9		10	
11		12		13		14		15	
16		17		18		19		20	
21		22		23		24		25	
26		27		28		29		30	
31		32		33		34		35	
36		37		38		39		40	

II

41		42		43		44		45	
----	--	----	--	----	--	----	--	----	--

令和6年11月16日 関東運輸局法令試験問題  
(特定指定地域)

- (注意事項) 1 本試験問題については、特段の指示がない限り、令和6年5月1日現在で施行されている法令等に基づくものとする。  
2 本試験問題中「タクシー」とあるのは、タクシー業務適正化特別措置法の問題を除き、「一般乗用旅客自動車運送事業用自動車」とする。

I 次の1から40までの文章で正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

- 1 一般乗用旅客自動車運送事業者が事業を廃止をしたときは、その日から30日以内に届出をしなければなりません。
- 2 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）に規定する身体障害者補助犬と同等の能力を有すると認められる犬をタクシー車内に持ち込む旅客に対しては、運送の引受けを拒絶することができます。
- 3 個人タクシー事業者は、タクシーを運転中に自動車が転覆・転落する事故を引き起こした場合、死者又は重傷者が生じていなくても自動車事故報告書を提出しなければならないほか、電話等の適当な方法によって24時間以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を営業所の位置を管轄する運輸支局長に速報しなければならないこととなっています。
- 4 個人タクシー事業者は、タクシーが踏切警手の配置されていない踏切を通過することとなる場合は、当該タクシーに赤色旗、赤色合図灯等の非常信号用具を備えなければ、旅客の運送の用に供してはなりません。
- 5 タクシー運転者は、運行の業務中に事故その他の異常な状態が発生した場合、業務記録にその概要及び原因を記録しなければなりません。
- 6 道路運送法で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいい、その種類は、一般旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業があります。

- 7 道路運送法において、一般旅客自動車運送事業者は、特定の旅客に対し、不当な差別的取扱いをしてはならないことが規定されていますが、特約があれば個人タクシー事業者はその適用が除外されます。
- 8 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、運転操作に円滑を欠くおそれがある服装をしてはなりません。
- 9 一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受が終了した場合、その旨を届け出る必要はありません。
- 10 一般乗用旅客自動車運送事業の運送約款には、運送の引受けに関する事項等を定めることが必要ですが、運送責任の始期及び終期についても定めなければなりません。
- 11 個人タクシー事業者が道路運送法に違反した場合、6月以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止を命ぜられることがあります。
- 12 「再発防止対策」は、事業用自動車に係る事故が発生した場合に記録しなければならない事項の1つです。
- 13 個人タクシー事業者は、旅客の運送中に運行を中断したときは、当該旅客の運送を継続すること等に関して適切な処置をしなければなりません。
- 14 身体障害者割引及び知的障害者割引の割引条件に該当する場合でも割引を重複して適用することはできません。
- 15 タクシー業務適正化特別措置法で指定されている、旅客のタクシーへの乗車を禁止する地区及び時間において、指定されたタクシー乗場以外の場所で旅客を乗車させました。これは、タクシー業務適正化特別措置法違反にはなりません。
- 16 個人タクシー事業者は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金を除く。）を定めたときは、30日以内に届け出なければなりません。

- 1 7 道路運送法の規定では、地方運輸局長は、同法の施行に必要な限度において、一般旅客自動車運送事業者に、事業に関する報告をさせることができることとされています。
- 1 8 個人タクシー事業者は、交付を受けている個人タクシー事業者乗務証の記載事項に変更があったとしても、直ちにその訂正を受ける必要はありません。
- 1 9 事業報告書は、事業用自動車内に常に携帯しなければなりません。
- 2 0 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に応急修理のために必要な器具及び部品を備えなければ、当該事業用自動車を旅客の運送の用に供してはなりません。また、運送の途中において当該事業用自動車に故障が発生した場合に、これらの器具及び部品を容易に供給することができるときであっても、当該事業用自動車を旅客の運送の用に供することはできません。
- 2 1 時間距離併用制運賃は、一定速度以下の走行速度になった場合の運送に要した時間を時間制運賃で換算し、距離制メーターに併算します。
- 2 2 個人タクシー事業者は、運行管理を自ら行わなければならないため、運輸開始後1年以内に国土交通大臣が認定する運行管理者講習を受講しなければなりません。
- 2 3 タクシー運転者が、乗務の終了等のため車庫若しくは営業所に回送しようとする場合には、回送板を掲出しなければなりません。
- 2 4 タクシー業務適正化特別措置法の指定地域内の個人タクシー事業者が同法に違反したときは、1年間の車両使用停止処分を受けることがあります。
- 2 5 輸送実績報告書の事故件数は、重大事故件数のみ記載することとなっています。
- 2 6 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款には、当該運送約款に定めのない事項については、法令の定めるところ又は一般の慣習によることが規定されています。
- 2 7 旅客自動車運送事業運輸規則には、事業者間の活発な競争を促進することが、その目的として規定されています。

- 28 一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画には、少なくとも運賃及び料金の収受について、明確に定めなければなりません。
- 29 自動車の使用の本拠の位置の変更の場合、道路運送車両法の規定に基づく移転登録の申請をしなければなりません。
- 30 個人タクシー事業者が個人タクシー事業者乗務証を失ったときは、その再交付を受けることができますが、その後、失った個人タクシー事業者乗務証を発見したときには、直ちに本人が破棄しなければなりません。
- 31 タクシー業務適正化特別措置法の「指定地域」とは、タクシーによる運送の引受けが専ら営業所以外の場所において行われており、かつ、交通事故件数が著しく多いと認められる地域で、国土交通大臣が告示で定める地域をいいます。
- 32 個人タクシー事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合、一定の事項を記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において3年間保存しなければなりません。
- 33 道路運送法には運送の引受義務が規定されていますが、個人タクシー事業者は認可を受けている運送約款によらない運送の申込みを受けた場合であっても、当該運送の引受けを拒絶することができません。
- 34 自動車点検基準に規定する定期点検基準においては、タクシーの原動機は、1ヶ月に1回点検を実施しなければならないこととなっています。
- 35 タクシーの点検整備記録簿の保存期間は、その記載の日から6ヶ月間と定められています。
- 36 個人タクシー事業者の自動車車庫について、その位置に変更がないものの、収容能力が5㎡大きくなりました。この場合、事業計画変更の手続きは必要ありません。
- 37 個人タクシー事業者が、公平かつ懇切な取扱いをしなければならないのは、旅客又は公衆に対してです。

- 38 旅客自動車運送事業者は、事業年度の経過後、100日以内に「輸送実績報告書」の提出が義務づけられています。
- 39 事業用自動車の使用者又は当該自動車を運行する者は、一日一回運行開始前に自動車を点検する義務があります。
- 40 タクシー運転者は、タクシーの運行の業務に従事したときは、業務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び業務に従事した距離などを業務記録に記録しなければなりません。天候については記録する必要はありません。

II 次の条文の4 1から4 5までの（ ）内に入る正しい字句を下欄から選び、その記号を解答欄に記入しなさい。

(旅客自動車運送事業運輸規則)

第三条 旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を申し出た者に対して、(4 1)、弁明しなければならない。ただし、(4 2)を明らかにしない者に対しては、この限りでない。

2 旅客自動車運送事業者は、前項の苦情の申出を受け付けた場合には、次に掲げる事項を(4 3)ごとに記録し、かつ、その記録を整理して(4 4)保存しなければならない。

- 一 苦情の内容
- 二 原因究明の結果
- 三 苦情に対する弁明の内容
- 四 (4 5)
- 五 苦情処理を担当した者

ア 日時及び場所	イ 指導監督の内容	ウ 一年間
エ 氏名及び住所	オ 営業所	カ 遅滞なく
キ 運転者	ク 改善措置	ケ 三年間
コ 十五日以内に		

**令和6年11月16日実施 関東運輸局法令試験問題  
(特定指定地域) 模範解答**

※ この模範解答は運輸局が公式に発表したものではなく、日個連東京都営業協同組合組織維持対策室にて判断・作成したものです。運輸局の見解とは異なる場合もあり得ますので、予めご了承下さい。

なお、実物の解答用紙の様式は用紙がB4サイズ縦で横10マスの4行ですが、A4サイズだと窮屈なので従来通り5マス8行のままにしています。

I

1	×	2	×	3	○	4	○	5	○
	運38		輸13+52		事故2+3+4		輸43		輸25
6	○	7	×	8	○	9	×	10	○
	運2+3		運30		輸50		運施66		運施12
11	○	12	○	13	○	14	○	15	×
	運40		輸26-2		輸18		運賃制度		特43
16	×	17	○	18	×	19	×	20	×
	運9-3		運94		特施31		報告2		輸43
21	×	22	×	23	○	24	×	25	×
	運賃制度		運23		輸50		特52		事故様式
26	○	27	×	28	×	29	×	30	×
	約款1		輸1		運施4		車12+13		特施35+14
31	×	32	○	33	×	34	×	35	×
	特2		輸26-2		運13		点検別表		点検4
36	×	37	○	38	×	39	○	40	○
	運15ほか		輸2		報告2		車47-2		運25

II

41	力	42	エ	43	オ	44	ウ	45	ク
----	---	----	---	----	---	----	---	----	---

■ 句読点や漢字・ひらがなの違いは既出扱いです。

■ 5・40は新型設問です。